

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方

「在留カード」の主な記載内容

(表面)

住居地
変更があった場合には裏面に記載されます。

在留資格
在留資格のない方にはカードは交付されません。

在留期間 (満了日)
在留期間中は (満了日まで) 本邦に在留することができます。



在留カード番号
在留カード番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

顔写真
在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日又はその前日までとなっているカードには写真は表示されません。

交付者
2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。

有効期間
在留カードには有効期間があります。ご確認ください。(注)

(裏面)



在留カードは、正規に我が国に中長期間に在留する外国人の方に交付されます。具体的には、次の①～⑥にあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所 (台北駐日経済文化代表処等) 若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方、デジタルノマド又はその配偶者・子
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

(注) 在留カードの有効期間が券面表示と異なる場合があります

一般的には券面に表示された有効期間が在留カードの有効期間となりますが、表面の在留期間の満了日までに、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請をした場合には、その旨が在留カードの裏面に記載され、当該申請に対する処分がなされない限り、表面の在留期間の満了日から2か月を経過する日まで有効となります。

「特別永住者証明書」



特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。

特別永住者証明書番号
特別永住者証明書番号が失効していないかを調べることができます。(詳細は裏面へ)

交付者
2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

有効期間
特別永住者証明書には有効期間があります。ご確認ください。

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の偽変造防止対策

絵柄がグリーン色に変化

カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄がピンクからグリーンに変化します。



左端がピンク色に変化

カードを上下方向に傾けると、色がグリーンからピンクに変化します。



ホログラムが3D的動き

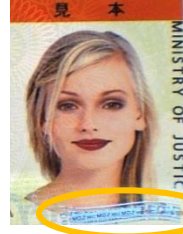


カードを左右に傾けると、「MOJ」のホログラムが3D的に左右に動きます。



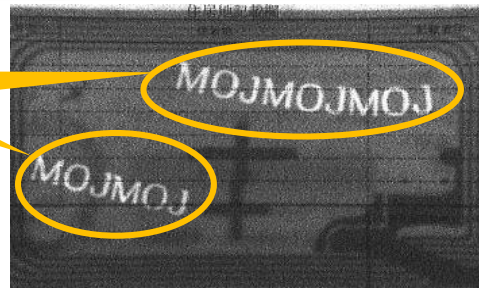
文字の白黒が反転

銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、文字の白黒が反転します。



カードの透かし文字

暗い場所で、カードおもて面側から強い光を直に当てて透かして見ると、右図のような「MOJMOJ・・・」の透かし文字が見えます。



在留カード・特別永住者証明書が偽変造されていないかについて確認できます

スマホやパソコンで在留カード等の偽造・改ざんの有無を確認できます

出入国在留管理庁では、令和2年12月25日から、在留カード及び特別永住者証明書のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する「在留カード等読取アプリケーション」を無料配布しています。

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

映像の中でアプリの操作方法や目視による真偽の判断方法を紹介しています

出入国在留管理庁のWEBサイト「動画ライブラリー」では、「在留カード等読取アプリケーション」の操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開しています。

https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html

WEBサイトを通じて在留カード等の失効番号が確認できます

出入国在留管理庁のWEBサイト「在留カード等番号失効情報照会」では、在留カード等の番号などの必要事項を入力すると、入力されたカード番号が失効していないかを確認することができます。

<https://lapse-immi.moj.go.jp/>

